

高張力鋼の使用基準に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編, CS 編, N 編及び P 編
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS 統一規則 S4 は, 船体縦強度要件の適用における高張力鋼の使用基準を規定するもので, 降伏応力が 315N/mm^2 及び 355N/mm^2 の高張力鋼を使用する場合と軟鋼を使用する場合の要求船体横断面係数の比を材料係数"K"として与えている。また, その他の強度基準においても, 同統一規則に規定する材料係数が適用されている。

その後, IACS は, 近年の高張力鋼の使用実績に鑑み, 降伏応力が 390N/mm^2 の高張力鋼について新たに材料係数を規定すべく統一規則 S4 の見直しを行い, 2007 年 4 月に統一規則 S4(Rev.2)として採択した。

今般, IACS 統一規則 S4(Rev.2)に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 降伏応力が 390N/mm^2 の高張力鋼の材料係数を新たに 0.68 と規定すると共に, 高張力鋼を使用する場合には, 本規定を引用するように関連規定を改めた。
- (2) 鋼材の使用区分に降伏応力が 390N/mm^2 の高張力鋼に対する規定を加えた。